一　マーガリン公正取引協議会（会長　城詰　秀尊）の申請に係るマーガリン類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年七月三十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

　マーガリン類の製造業、販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

　別記のとおり変更する。

四　認定の理由

　規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第一項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

マーガリン類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （目的） | （目的） |
| **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づきマーガリン類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 | **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づきマーガリン類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 |
| （定義） | （定義） |
| **第２条**　この規約で「マーガリン類」とは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第３に規定するマーガリン及びファットスプレッドであって、それぞれ次に掲げる基準に適合するものをいう。 | **第２条**　この規約で「マーガリン類」とは、マーガリン及びファットスプレッドであつて、それぞれ次に掲げる基準に適合するものをいう。 |
| ⑴　マーガリン<br>　食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可そ性のもの又は流動状のものであって、油脂含有率（乳脂肪を含まない脂肪分と乳脂肪分の合計の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）が80％以上のものをいう。 | ⑴　マーガリン<br>　食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないでつくられた可そ性のもの又は流動状のものであつて、油脂含有率（食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）が80％以上のものをいう。 |
| ⑵　ファットスプレッド<br>　次に掲げるものであって、油脂含有率が35％以上80％未満のものをいう。<br>ア　食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可そ性のもの又は流動状のもの<br>イ　食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをして作られた可そ性のものであって、風味原料の原材料及び添加物に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレートを加えたものにあっては、カカオ分が2.5％未満であって、かつ、ココアバターが２％未満のものに限る。 | ⑵　ファットスプレッド<br>　次に掲げるものであつて、油脂含有率が35％以上80％未満のものをいう。<br>ア　食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせしないでつくられた可そ性のもの<br>イ　食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをしてつくられた可そ性のものであつて、風味原料の原材料に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレートを加えたものにあつては、カカオ分が2.5％未満であつて、かつ、ココアバターが２％未満のものに限る。 |
| ２　（略） | ２　（略） |
| ３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するマーガリン類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 | ３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するマーガリン類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。 |
| ⑴～⑸　（略） | ⑴～⑸　（略） |